

愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金申請者用Q & A（未定稿）

（令和8年5月26日現在）

注 本Q & Aは現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

1 省エネルギー取組計画

(1) 省エネルギー取組計画について

- ・「省エネルギー生産管理チェックシート」の実践や省エネ機器の導入により燃油使用量を10%以上削減する計画を作成し、申請書に取組の内容を記載していただきます。なお、「省エネルギー生産管理チェックシート」の実施により10%削減に取り組んだものとみなします。

(2) 10%削減が達成されなかった場合、ペナルティはあるか。

- ・ペナルティはありませんが、各農業者において未達成要因を分析するとともに、引き続き省エネルギー生産管理に取り組んでください。

(3) チェックシートはハウス毎に1枚作成が必要か。

- ・対象となるハウス全てでチェックシートを実践できるのであれば、ハウス毎に分けて作成しても良いですし、1枚にまとめても構いません。農業者において利用しやすい形で実施してください。

(4) チェックシートにおいて、栽培期間中に移設が難しい機器などについての項目はどのように取り組めばよいか。

- ・自身の施設と関係の無い項目や物理的に実施不可能な項目については実施しなくても構いません。

(5) チェックシートのチェック欄における「関係者」とは誰を指すのか。

- ・メーカーや技術指導員、他の農業者、雇用者など、農業に携わる本人以外の第三者を想定しています。

(6) 省エネルギー生産管理チェックシートの関係者欄のチェックは必要か。

- ・必要です。過去の申請時では、空欄となっているチェックシートが多く見受けられました。関係者によるダブルチェックをお願いします。

(7) 省エネ生産管理チェックシートはいつまでチェックしたものを添付するのか。

- ・申請日時点まで実践したチェックシートの写しを添付してください。また、申請日以後や次年度以降もチェックシートを実践いただき、省エネルギー生産管理を実施してください。

(8) チェックシートは令和7年10月からチェックが必要か。

- ・これまで取り組んだ項目にチェックを記入し、後から対応できる項目については対応してください。これまで取り組めていなかった項目についてはこれから実施してください。

(9) 国事業で既にチェックシートを実践している農業者は、それとは別に、本支援金用に既存の物は別にチェックシートを記入する必要があるのか。

- ・現在取り組んでいる物の写しで結構です。

(10) 県が定めるチェックシートの様式でも提出可能となったが、既にこれまでのチェックシートを実践している場合は、新しい様式を使用する必要はあるのか。

- ・現在取り組んでいる物の写しで結構です。

(11) 前年度と栽培品目が変わっている場合、どのように記述すれば良いか。

- ・今年度の栽培品目のみ記載してください。

2 支援金の対象、支援金額の算定について

(12) 対象品目について

- ・対象品目は加温を行う施設野菜、施設果樹、施設花きとします。つまものは野菜に含まれます。切り枝は花きに含まれます。きのご類は対象となりません。
- ・本支援金の対象となる施設園芸を営む農業者には、野菜、果樹、花きの種苗を販売する農家も含まれます。例えば加温を行なう花壇苗農家等は対象となります。
- ・観光農園（いちご狩り園、みかん狩り園など）も対象となります。

(13) 支援対象となる燃油の油種及び数量について

- ・専ら園芸用施設の加温に供するA重油、灯油、LPガスを対象とします。
【参考：対象外の油種】ガソリン、軽油等その他石油製品、光合成促進装置に供する灯油、LPG等は対象としません。
- ・令和7年10月～令和8年3月に購入した燃油の購入数量を対象数量とします。実績報告時に油種、納品日、購入者、販売者が明示された納品書等の添付が必要です。
- ・虚偽の申請、転売、代理購入などが発覚した場合、支援金の返還や刑事告発の可能性がります。

(14) 燃油平均価格及び基準価格について

- ・ 支援金の算定に用いる燃油平均価格は、原則としてA重油及び灯油は、農業物価統計調査（農林水産省大臣官房統計部公表）における当該月の全国A重油平均価格（灯油の場合は全国A重油平均価格×1.06）、LPガスは、日本LPガス協会が公表する当該月の卸売価格（プロパン7割、ブタン3割）とします。
- ・ 「基準価格」は国の施設園芸等燃料価格高騰対策に準じ、A重油94.1円/L、灯油99.7円/L、LPガス124.2円/kgとします。

(15) 国の施設園芸等燃料価格高騰対策に参画している農業者も対象となるのか

- ・ 対象となります。ただし、国の施設園芸等燃料価格高騰対策に参画している農業者についても別途本支援金の申請が必要です。

(16) 国の施設園芸等燃料価格高騰対策へ参画意向は要件となるか。

- ・ 必須要件ではありませんが、次年度以降の国の施設園芸等燃料価格高騰対策への参画を積極的に検討してください。

(17) 誰が対象となるのか。

- ・ 愛知県内に居住し、県内で農業を営む施設園芸農業者、または愛知県内に事業所を構え、県内で施設園芸を営む法人を対象とします。

(18) 価格高騰に備え令和7年9月に購入した場合は対象外か。

- ・ 対象外となります。

(19) 受付期間内に提出できなかった場合、遅れて提出しても対象となるか。

- ・ 対象となりません。

(20) 申込書の書類受付は、締切日必着か。消印有効か。また、メールによる申込書提出は可能か。

- ・ 消印有効とします。メールでの受付は行いません。

(21) 対象油種は「加温に供するA重油、灯油、LPガス」とあるが、「加温」以外の用途に使っていないという証明（確認方法）はどのようにすればよいか。また、加温の用途以外の分も併せて購入していた場合、按分の仕方など、切り分けはどのようにすればよいか。

- ・加温以外の用途に使っていないことを明確に示すことのできるもののみが対象となります。明確に示せないものは対象となりません。

(22) 農協が運営する研修施設についても、支援金を申し込むことはできるか。

- ・農協は対象外です。農協が所有する施設を農業者にリースするなどして、農業者が生産・販売するために農業者が購入した燃油については対象となります。

(23) 炭酸ガス施用装置を補助暖房としている場合、対象となるか。

- ・炭酸ガス施用を主目的としているものについては対象外となります。

(24) 当地域では灯油による丸ストーブを施設内に並べて凍らないように加温（保温）する栽培方法があるが、対象となるか？

- ・園芸用施設の加温（保温）に供する灯油であれば対象となります。

(25) 造園業者が施設花きを栽培している場合、支援金を申し込むことはできるか。

- ・個人事業主の場合、青色申告書などで農業者であることが確認できれば可能ですが、明確に施設花きに使用したことが区別できる燃油のみが対象となります。
- ・法人の場合、登記事項証明や会社の定款などで農業を事業内容が確認できる必要があります。明確に施設花きに使用したことが区別できる燃油のみが対象となります。

3 申請書の作成について

(26) 申請書類はどのように提出すればよいか。

- ・電子申請または郵送のいずれかの方法で提出してください。
- ・持参での提出は受け付けておりません。

(27) 申込書の書類受付は、締切日必着か。消印有効か。また、メールによる申込書提出は可能か。

- ・消印有効とします。メールでの提出は受け付けていません。

(28) 支援金申請書で、対象となる農業者の押印が必要となるか。

- ・不要です。

(29) 施設園芸農家であることを示す書類とは。

- ・本人、加温機、作物の写っている写真等を添付してください。これを本人確認書類、当該品目の販売実績を示す書類と対照させます。

(30) 農協へ出荷している農業者については販売代金の精算書は販売実績の確認書類として認められるか。また、市場等へ直接出荷している農業者については納品書もしくは精算書は確認書類となるか。

- ・JAに出荷している農業者についてはお見込みのとおりです。
- ・直接出荷している農業者の場合、精算書に記載の農業者の氏名が本人確認書類と突き合わせができ、また、精算書等で作目等が確認できるならば認められ得ると考えられます。

(31) 燃油購入実績の根拠は何が必要か。

- ・油種、納品日、購入量、購入者、販売者が明示された納品書、領収書、請求書いずれかの写し、又はそれらの組み合わせ、もしくは販売店舗の発行する証明書の原本が必要です。

(32) 複数店舗で購入している場合、購入実績は合算で、証明書類として各店舗の書類を添付する形でよいか？

- ・お見込みのとおりです。

(33) 燃油の購入証明について、農協を通じて重油を購入している農家には農協から証明書を発行し、それを燃油購入実績とするつもりだが、「10月～12月の合計〇〇リットル」という合計値での実績報告でもよいか。

- ・月ごとに支援金の単価が変わるため、複数月を合計した証明は不可とします。
- ・納品月ごとの合算は可とします。納品日ごとも可とします。

(34) 灯油を購入する際、事業用と家庭用と区別していない場合の支援金対象数量は、どのように算出したらよいか。

- ・対象になる用途と対象にならない用途の区別が明確にできているもののみを対象とします。

(35) L Pガスの検針日が10日付けとなっており、月ごとの購入量が把握できない場合はどのようにしたらよいか。

- ・ L Pガスの使用に対する請求が月に1回の場合、使用期間のうち過半を占める月を購入の当該月とします。
(例. 3月10日が検針日(使用期間: 2/11~3/10)の場合は、2月分が過半を占めますので「2月購入分」とみなします。)

(36) 購入しているL Pガスの燃料の単位が異なっている場合、どのようにしたらよいか。

- ・ L Pガスについては、「kg」で申請いただく必要がありますので、請求書等に「m³」と明示されている場合は、重量換算(m³→kg)を行ってください。なお、メーカーにより成分比が異なっていることから、換算係数については、燃料の販売者にお問い合わせください。

【参考】 ●●m³ ÷ ○○m³/kg = ▲▲ kg (小数点以下切り捨て)

※下線部が換算係数

- ・ 燃料の販売者(換算係数を聞き取った業者)と換算係数、換算後の月ごとの購入数量(kg単位)を、請求書等の写しに記入するか、又は別途資料を作成して添付してください。

(37) 申請書等はP Cで作成し印刷したものでも良いか。

- ・ P Cで作成し、印刷した物でも構いません。

(38) 白色申告の場合の添付書類如何。

- ・ 申告書及び収支内訳書(農業所得用)の写しを添付してください。一般用で申告している場合、法定帳簿の写しを添付し、農業により所得を得ていることを示してください。

4 その他

(39) 今年の1月1日で経営移譲により経営者名義が変更となっている場合に、旧名義と新名義はどのように記載すれば良いでしょうか？

- ・ 経営移譲により、確定申告書や購入実績が親名義になっているなどの場合、親の名義による確定申告書や購入実績とともに、親と申請者名間で経営移譲がなされた証拠書類や親子関係を示す書類を添付してください(個人事業の開廃業届や親子関係の分か

る住民票など)。申請は、申請時点での経営主により行ってください。

(40) 支援金は税務上どのような扱いになるのか。

- ・適切な費目に計上して益金として処理することが必要です。詳しくはお近くの税務署等に御相談ください。

(41) 提出書類は保管する必要があるか。

- ・提出書類の写し及びその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳等の証拠書類を5年間保存してください。

※帳簿書類：日付、取引内容、取引金額が証拠書類とともに確認できる売上台帳、燃油購入に係る請求書、領収書等

(42) 本支援金は国の会計検査の対象となるか。

- ・対象となります。

(43) 燃油購入実績が「〇〇農園」など、屋号でされている場合如何。

- ・青色申告書上で確認できる場合は、別途添付資料などは不要です。青色申告書上で確認できない場合、屋号の書いてある看板等と御本人が写っている写真、氏名と屋号が載っている広報記事や新聞記事など第三者が確認できるものの添付が必要です。

(44) 支援金について、交付決定通知などが送られてくるのか。

- ・申請者の口座への入金をもって交付決定通知としております。別途通知文の送付などは行いません。

(45) 申請した支援金が口座に入金される際の送金人名は何か。

- ・支援金の送金人名は「アイチ ネンユシエンキン」です。

(46) 申請した支援金はいつ頃入金されるのか。

- ・支援金の振込は8月上旬を予定しています。